

始審裁判ノ本審ニ於テ尋問セラレタル證人及鑑定人ノ陳述ニ付テノ筆記ハ第二百五十條及第二百五十二條ノ場合ヲ除クノ外證人又ハ鑑定人ヲ再ヒ喚出ストキ又ハ被告遲延ナク本審前其喚出ヲ申立テタルトキハ檢事局及被告ノ承諾アルニアラサレハ之ヲ朗讀スルコトヲ許サス

第三百六十七條 探證ヲ終リタル後檢事局并ニ被告及其辯護人ハ其辯明及申立ヲ尋問セラレ特ニ不服申立人第一ニ尋問セラレモントス被告ハ最終ノ發言權ヲ有ス

第三百六十八條 判決ハ其不服ナル部分ニ限り裁判所ノ審査ヲ受クルモノトス

第三百六十九條 控訴ヲ理由アリト認ムル部分ニ限り控訴裁判所ハ判決ヲ廢棄シテ事件ニ付テノ判決ヲナスヘキモノトス  
裁判手續ニ付テノ規準ニ背キタルカ爲メ上告ヲナスノ理由トナルヘキ缺點判決ニ存スルトキ控訴裁判所ハ判決ヲ廢棄シテ其場合ノ狀況ニ依リ必要ナルトキ裁判ノ爲メ事件ヲ始審裁判所ニ還附スルコトヲ得  
始審裁判所不當ニ管轄ヲ認メタルトキ控訴裁判所ハ判決ヲ廢棄シテ事件ヲ其管轄裁判所ニ移付シ又自己ニ始審裁判所ノ資格ニ於ケル權限ヲ有スルトキハ其事件ニ付テノ判決ヲナスヘキモノトス  
第三百七十條 本審開始ニ方リ被告又ハ代理ヲ許サシ

タル場合ニ於テ其代人出廷セス其不參宥恕スヘキ充  
分ノ理由ナキトキハ被告控訴ヲナシタル部分ニ限り  
直ニ之ヲ棄却シ檢事局公訴ヲナシタル部分ニ限り之  
ニ付テ審問シ又ハ被告ノ引致又ハ拘留ヲ命スヘキモ  
ノトス

被告ハ判決書送達後一週内ニ第四十四條第四十五條  
ニ記載シタル要件ニ依リ故態恢復ヲ請求スルコトヲ  
得

第三百七十一條 第三百四十條ニ記載シタル者ノ一名、  
控訴ヲナシタルトキ裁判所ハ本審ノ爲メ亦被告ヲ喚  
出スヘキモノトス其不參ニ方リテハ本審ノ爲メ被告  
ヲ權制シテ引致セシムルコトヲ得

第三百七十二條 判決ニ對シ被告又ハ被告ヲ利スル爲  
メ檢事局又ハ第三百四十條ニ記シタル者ノ一名不服  
ヲ申立タルトキニ限り其判決ハ之ヲ變更シテ被告ニ  
害ヲ加ルコトヲ許サス

第三百七十三條 其他ノ場合ニ於テハ第二編第六章ニ  
於テ本審ニ付キ掲ケタル規定ヲ適用スルモノトス

第四章 上告

第三百七十四條 上告ハ地方裁判所及陪審裁判所ノ判  
決ニ對シ之ヲナスコトヲ得

第三百七十五條 判決前ニナシタル裁判ト雖其判決ノ  
憑據トナルモノハ亦上告裁判所ノ判定ヲ受クルモノ  
トス

第三百七十六條 上告ハ判決ノ法律ニ背反スルコトヲ理由トスルニアラサレハ之ヲナスコトヲ得ス法律背反トハ規準ヲ適用セス又ハ其適用ノ不當ナリシトキナリトス

第三百七十七條 判決ハ毎ニ左ノ場合ニ於テハ之ヲ法律背反ト看做スヘキモノトス

第一 判決裁判所又ハ陪審席ヲ規定ニ從ヒ設置セサリシトキ

第二 法律ニ依リ裁判官ノ職務執行ヲ禁止セラレシ裁判官陪審官又ハ參審官判決ニ參與シタルトキ

第三 裁判官又ハ參審官偏頗ノ恐レアルカ爲メ忌

避セラレシ場合ニ於テ其忌避ノ申立ヲ理由アリト言渡サレ又ハ不當ニ棄却セラレシ後判決ニ參與シタルトキ

第四 裁判所其管轄ヲ不當ニ認メシトキ

第五 本審ヲ檢事局又ハ法律上在席ヲ要スル者ノ不在ニ於テナシタルトキ

第六 裁判手續公行ニ付テノ規定ニ背反シタル口頭上審問ニ依リ判決ヲナシタルトキ

第七 判決ニ裁決ノ理由ヲ掲ケサルトキ

第八 裁決ノ爲メ重要ナル點ニ關スル辨護ヲ裁判所ノ決議ヲ以テ不法ニ制限セシトキ

第三百七十八條 專ラ被告ノ利益トナル規準ニ背反ス

ルモ檢事局ハ被告ヲ害センカ爲メ判決ヲ廢棄セシムルノ主意ヲ以テ上告ヲナスコトヲ得ス

第三百七十九條 陪審官被告ヲ無罪ナリト言渡シタルトキ檢事局ハ第三百七十七條第一第二第三第五ノ規定又ハ問ヲ付シ又ハ付セサルヲ以テ理由トスル場合ニ限り上告ヲナスノ權アルモノトス

第三百八十條 控訴裁判所ノ資格ヲ以テ言渡シタル地方裁判所ノ判決ニ對シ裁判手續ニ付テノ規準ニ背反シタルニ依リナス上告ハ第三百九十八條ノ規定ニ背キタルヲ理由トスルニアラサレハ之ヲナスコトヲ得ス

第三百八十一條 上告ハ不服ヲ受ケタル裁決ヲナセシ

裁判所ニ判決言渡後一週内ニ書面ヲ以テ又ハ裁判所書記ニ筆記セシメテ之ヲナスヘキモノトス  
判決ノ言渡ヲ被告在席ニ於テナサ、ルトキ其期限ハ之ニ對シ送達ト共ニ始マルモノトス

第三百八十二條 上告呈出期限ノ始マリハ被告ノ不參ニ於テナシタル判決ニ對シ故態恢復ノ申立ヲナスコトヲ得ルモ之カ爲メ停止セラル、コトナキモノトス  
被告故態恢復ノ申立ヲナストキ上告ハ故態恢復ノ申立ヲ棄却セラル、場合ノ爲メ直ニ期限内ニ之ヲナシ及辨明ヲナスニアラサレハ其効ナキモノトス上告ニ關スル其後ノ處分ハ故態恢復申立ノ終結ニ至ルマテ之ヲ延期ス

上告ヲナシテ之ニ故態恢復ノ申立ヲ附帶セサルトキハ故態恢復ノ申立ヲ拋棄シタルモノト看做ス

第三百八十三條 期限内ニ上告ヲ呈出スルトキ判決ハ不服ヲ受ケタル部分ニ限り其効力ヲ停止セラル、モ  
ノトス

理由ヲ付シタル判決書ヲ未タ送達セラレサリシ不服申立人ニハ控訴ヲ呈出シタル後直ニ判決書ヲ送達スヘキモノトス

第三百八十四條 不服申立人ハ判決ニ服セスシテ其廢棄ノ申立上告申立ヲナス部分ヲ陳述シ及其申立ヲ辨明スヘキモノトス

其辨明ヲ以テハ裁判手續ニ付テノ規準ニ背反シタルカ

爲メ又ハ其他ノ規準ニ背反シタルカ爲メ判決ニ服セザルヤヲ明瞭ナラシムヘキモノトス其裁判手續ノ規準ニ背反スル場合ニ於テハ缺點アル事實ヲ擧クヘシ

第三百八十五條 上告申立及其辯明ハ遅クトモ上訴呈出期限經過後一週内ニ又此時マテニ未タ判決書ヲ送達セラレサリシトキハ其送達後一週内ニ不服ヲ受ケタル判決ヲナセシ裁判所ニ之ヲナスヘキモノトス

被告ニアリテハ辯護人又ハ代言人ノ署名シタル書面ヲ以テシ又ハ裁判所書記ニ筆記セシムルニアラサレハ上告申立及辯明ヲナスコトヲ得ス

第三百八十六條 上告ヲ期限後ニ呈出シ又ハ上告申立ヲ期限内ニナサス又ハ第三百八十五條第二項ニ記載

シタル手續ニ背キテナシタルトキ不服ヲ受ケタル判  
決ヲナセシ裁判所ハ決議ヲ以テ其上訴ヲ許スヘカラ  
サルモノトシテ棄却スヘキモノトス  
不服申立人ハ其決議送達後一週内ニ上告裁判所ノ裁  
決ヲ求ムルコトヲ得此場合ニアリテハ書類ヲ上告裁  
判所ニ送致スヘキモノトス但判決ノ執行ハ之レカ爲  
メ停止セス

第三百八十七條 上告ヲ期限内ニ呈出シ及上告申立ヲ  
規定上ノ手續ニ依リ期限内ニナストキ上告狀ハ之ヲ  
不服申立人ノ對手ニ送達スベキモノトス此對手ハ一  
週内ニ書面上ノ答辨ヲ呈出スルモ妨ケナシ被告ハ亦  
其答辨ヲ裁判所書記ニ筆記セシメテナスコトヲ得

答辨ヲナシタル後又ハ其期限經過ノ後檢事局ハ書類  
ヲ上告裁判所ニ送致スルモノトス

第三百八十八條 其書類ノ送致ヲ受ケタル裁判所ハ上  
訴ニ付テノ審問及裁決他ノ裁判所ノ權限ニ属スルト  
認ムルトキ決議ヲ以テ其權限違ヲ言渡スヘキモノト  
ス

權限ヲ有スル上告裁判所ノ記載ヲ要スル前項ノ決議  
ニ對シテハ不服ヲ申立ルコトヲ得ス其決議ハ之ニ記  
載シタル裁判所之ヲ遵守スヘキモノトス  
其書類ノ送致ハ檢事局之ヲナスモノトス

第三百八十九條 上告裁判所ハ上告呈出ニ付テノ規定  
又ハ上告申立ヲナスニ付テノ規定ヲ遵守セサルト認

ムルトキ決議ヲ以テ其上訴ヲ許スヘカラザルモノトシテ棄却スルコトヲ得

其他ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ上訴ニ付キ判決ヲ以テ裁決スルモノトス

第三百九十條 被告又ハ其求ニ依リ辨護人本審ノ日ヲ通知セラルヘキモノトス被告ハ本審ニ出廷シ又ハ書面上ノ委任ヲ有スル辨護人ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

自由ヲ檢束セラレタル被告ハ在席ヲ請求スルノ權ナキモノトス

第三百九十一條 本審ハ主任者ノ供述ヲ以テ始マルモノトス

其次ニ檢事局并ニ被告及其辨護人其辨明及申立ヲ尋問セラレ特ニ不服申立人第一ニ尋問セラレ、モノトス被告ハ最終ノ發言權ヲ有ス

第三百九十二條 上告裁判所ノ審査ハ其ナシタル上告申立ニ限り又手續ノ缺點ヲ理由トスル上告ニ於テハ上告申立ヲナスニ方リ記載シタル事實ニ限り之ヲナスモノトス

第三百八十四條第二項ニ規定シタルヨリ他ノ上告申立ノ辨明ハ之ヲ不要トス其辨明不當ナルモ害アルコトナシ

第三百九十三條 上告ヲ理由アリト認ムル部分ニ限り不服ヲ受ケタル判決ヲ廢棄スヘキモノトス

判決ノ理由トナル決定ハ判決廢棄ノ理由トナル法律  
背反ニ關係スル部分ニ限り同時ニ之ヲ廢棄スヘキモ  
ノトス

第三百九十四條 判決ノ理由トナル決定ニ法律ヲ適用  
スルノ際專ラ法律ニ背反シタルカ爲メ判決ヲ廢棄ス  
ルトキ上告裁判所ハ別ニ事實上ノ辨論ヲクシテ單ニ  
無罪又ハ停止又ハ確定シタル刑ヲ言渡スヘキ場合又  
ハ上告裁判所檢事局ノ申立ニ同意シテ法律上最下限  
ノ刑ニ處スルヲ至當ト認ムル場合ニ限り事件ニ付キ  
裁決ヲナスヘキモノトス  
其他ノ場合ニ於テハ再度ノ審問及裁決ヲナサシムル  
爲メ不服ヲ受ケタル判決ヲナセシ裁判所又ハ同邦ニ

属スル同級ノ最寄裁判所ニ事件ヲ還付スヘキモノト  
ス  
此還付ハ尙ホ審問ヲ要スル罰セラルヘキ行爲下級裁  
判所ノ權限ニ属スルトキハ其裁判所ニ之ヲナスコト  
ヲ得  
第三百九十五條 前裁判所不當ニ其權限ヲ認メタルカ  
爲メ判決ヲ廢棄スルトキ上告裁判所ハ同時ニ其事件  
ヲ權限ヲ有スル裁判所ニ移付スルモノトス  
第三百九十六條 判決ノ言渡ハ第二百六十七條ニ從テ  
之ヲナスヘキモノトス  
第三百九十七條 刑法ヲ適用スルノ際法律ニ背反シタ  
ルニ依リ被告ヲ利スル爲メ判決ヲ廢棄スル場合ニ於



テ其判決ノ廢棄セララル、部分尙ホ上告ヲナサ、リシ  
他ノ被告ニ及フトキハ此被告モ亦上告ヲナシタルモ  
ノト看做シテ言渡スヘキモノトス

第三百九十八條 事件ヲ再度ノ審問及裁決ノ爲メ移付  
セラレタル裁判所ハ判決廢棄ノ理由トナリタル法律  
上ノ判定ヲ亦裁決ノ理由トナスヘキモノトス  
判決ニ對シ被告又ハ被告ノ爲メ檢事局又ハ第三百四  
十條ニ記載シタル者ノ一名不服ヲ申立タルトキニ限  
リ再度ノ判決ハ最初言渡シタルヨリ重キ刑ニ處スル  
コトヲ許サス

第四編 確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續ノ再  
施

第三百九十九條 確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續  
ノ再施ハ有罪言渡ヲ受ケタル者ヲ利スル爲メ左ノ場  
合ニ於テ之ヲナスコトヲ得

第一 本審ニ於テ有罪言渡ヲ受ケタル者ヲ不利ス  
ル爲メ真正トシテ呈出セラレタル證書偽造又ハ  
變造ナリシトキ

第二 有罪言渡ヲ受ケタル者ヲ不利スル爲メ述ヘ  
タル證人ノ證言又ハ鑑定人ノ鑑定ニ付テノ宣誓  
ニ依リ故意又ハ過失ニ出テ宣誓義務ニ背反スル  
ノ罪アリタルトキ

第三 事件ニ付キ其職務上ノ義務ニ背反スルノ罪アリタル裁判官陪審官又ハ參審官判決ニ參與シタルトキ但其背反刑事裁判手續ニ依リ言渡スヘキ公然ノ刑ニ處スヘキモノニシテ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ起因セサリシトキニ限ル

第四 刑事判決ノ理由トナリタル民事裁判上ノ判決ヲ他ノ確定判決ヲ以テ廢棄シタルトキ

第五 單ニ又ハ以前擧ケタル證據ト附帶シテ被告ヲ無罪トナスノ理由又ハ輕キ刑法ヲ適用シテ輕刑ニ處スルノ理由トスルニ適切ナル新タノ事實又ハ證據物ヲ呈出シタルトキ但參審裁判所ニ於テ審問シタル事件ニアリテハ有罪ノ言渡ヲ受ケ

タル者控訴裁判ヲ併ハセ前裁判手續ニ於テ知了セス又ハ過失ナクシテ申立ルコトヲ得サリシ事實又ハ證據物ニアラサレハ之ヲ呈出スルコトヲ得ス

第四百條 裁判手續再施ノ申立ヲナスモ之レカ爲メ判決ノ執行ヲ停止セサルモノトス

但裁判所ハ執行ノ延期并ニ停止ヲ命スルコトヲ得第四百一條 裁判手續再施ノ申立ハ其ナシタル刑ノ執行又ハ有罪言渡ヲ受ケタル者ノ死去ニ依リ之ヲ禁止セサルモノトス

其死去ノ場合ニ於テハ死者ノ配偶者上系及下系ノ血族并ニ兄弟姉妹其申立ヲナスノ權アルモノトス

第四百二條 確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續ノ再施ハ被告ヲ不利スル爲メ左ノ場合ニ於テ之ヲナスコトヲ得

- 第一 本審ニ於テ被告ヲ利ズル爲メ真正トシテ呈出セラレタル證書偽造又ハ變造ナリシトキ
- 第二 被告ヲ利スル爲メ述ヘタル證人ノ證言又ハ鑑定人ノ鑑定ニ付テノ宣誓ニ依リ故意又ハ過失ニ出テ宣誓義務ニ背反スルノ罪アリタルトキ
- 第三 事件ニ付テ其職務上ノ義務ニ背反スルノ罪アリタル裁判官陪審官又ハ參審官判決ニ參與シタルトキ但其背反刑事裁判手續ニ依リ公然ノ刑ヲ以テ罰セララルヘキトキニ限ル

第四 無罪言渡ヲ受ケタル者裁判所又ハ裁判所外ニ於テ罰セララルヘキ行爲ニ付キ信認スヘキ白狀ヲナストキ

第四百三條 裁判手續ノ再施ハ同一ノ法律ヲ以テ定メタル刑ノ限度内ニ於テ刑ヲ變更スル爲メニ之ヲナスコトヲ得ス

第四百四條 罰セララルヘキ行爲ヲ主張スルヲ理由トナスヘキ裁判手續再施ノ申立ハ其行爲ニ付キ有罪言渡ノ確定シタルトキ又ハ證據ノ缺乏ヨリ他ノ理由ニ依リ刑事裁判手續ヲ開始シ又ハ續行スルコトヲ得ヘカラサルトキニアラサレハ之ヲ許サス

第四百五條 上訴ニ付テノ一般ノ規定ハ裁判手續再施

ノ申立ニモ亦之ヲ適用スルモノトス

第四百六條 申立ニハ裁判手續再施ノ法律上理由并ニ證據物ヲ舉クヘキモノトス

申立ハ被告及第四百一條第二項ニ記載シタル者ニ於テ辨護人又ハ代言人ノ署名シタル書面ヲ以テシ又ハ裁判所書記ニ筆記セシムルニアラサレハ之ヲナスコトヲ得ス

第四百七條 裁判手續再施ノ申立ノ許否ハ其申立ニ依リ不服ヲ受ケタル判決ヲナセシ裁判所之ヲ裁決ス上告裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ第三百九十九條第三又ハ第四百二條第三ヨリ他ノ理由ニ依リ不服ヲ申立ルトキハ上告ヲ受ケタル判決ヲナセシ裁判所

之ヲ裁決ス

此裁決ハ口頭上審問ナクシテ之ヲナスモノトス

第四百八條 申立ヲ規定上ノ手續ニ依リナサ、ルトキ又ハ其申立中一モ法律上再施ノ理由ヲ申立テス又ハ一モ適切ナル證據物ヲ舉ケサルトキ其申立ハ許スヘカラサルモノトシテ之ヲ棄却スヘキモノトス  
其他ノ場合ニ於テ申立書ハ期限ヲ定メテ辨明ノ爲メ申立人ノ對手ニ之ヲ送達スヘキモノトス

第四百九條 申立ヲ許サレタルモノト認ムルトキ裁判所ハ其申出タル證據ノ採用ヲ必要ナリトスル場合ニ限リ裁判官一名ニ其採用ヲ委任スルモノトス  
證人及鑑定人ヲ宣誓ヲ用井テ尋問スヘキト否トハ裁

判所ノ見込ニ任カス  
 關係人採證ニ在席スルノ權利ニ付テハ豫審ノ爲メ定  
 メタル規定ヲ適用スルモノトス  
 採證ノ終リタル後檢事局及被告ハ期限ヲ定メテ其他  
 ノ辨明ノ爲メ督促セラルヘキモノトス  
 第四百十條 裁判手續再施ノ申立ハ之ニ掲ケタル主張  
 全ク認可スヘキ充分ノ理由ナキトキ又ハ第三百五十  
 九條第一第二又ハ第四百二條第一第二ノ場合ニ於テ  
 事件ノ狀況ニ從ヒ同條ノ規定ニ掲ケタル行爲裁決ヲ  
 左右シタリト認ムヘカラサルトキ口頭上審問ナク理  
 由ナシトシテ之ヲ棄却スルモノトス  
 其他ノ場合ニ於テハ裁判所ハ手續ノ再施及本審ノ再

開ヲ命スルモノトス

第四百十一條 有罪言渡ヲ受ケタル者既ニ死去シタル  
 トキ裁判所ハ本審ヲ再開セスシテ尙ホ必要ナル證據  
 ヲ採用シタル後無罪言渡ヲナシ又ハ再施申立ヲ拒絕  
 スヘキモノトス  
 其他ノ場合ニ於テモ亦裁判所ハ無罪言渡ニ充分ナル  
 證據ノアルトキハ直ニ有罪言渡ヲ受ケタル者ニ無罪  
 言渡ヲナスコトヲ得但公訴ノ場合ニ於テハ檢事局ノ  
 承諾アルニアラサレハ其言渡ヲナスコトヲ得ス  
 無罪言渡ト共ニ前判決ヲ廢棄スヘキモノトス  
 其廢棄ハ申立人ノ求ニ依リ獨逸官報ヲ以テ公告スヘ  
 キモノトス亦裁判所ノ見込ヲ以テ他ノ公告紙ヲ以テ

公告スルコトヲ得

第四百十二條 裁判手續再施ノ申立ニ依リ始審裁判所  
ノ言渡ス總ヘテノ裁決ニ對シテハ即時故障ヲ以テ不  
服ヲ申立ルコトヲ得

第四百十三條 再開シタル本審ニ於テハ前判決ヲ維持  
シ又ハ其判決ヲ廢棄シテ更ニ事件ニ付キ判決ヲナス  
ヘキモノトス

有罪言渡ヲ受ケタル者又ハ其者ノ爲メニ檢事局又ハ  
第三百四十條ニ記載シタル者ノ一名裁判手續再施ノ  
申立ヲナシタルトキニ限り再度ノ判決ハ前判決ヲ以  
テ言渡シタルヨリ重キ刑ニ處スルコトヲ許サス

第五編 被害者裁判手續ニ關係スル事

第一章 私訴

第四百十四條 榮譽毀損及身體傷害ハ告訴ヲ待テ糺罪  
スル場合ニ限り被害者豫メ檢事局ニ告訴スルコトヲ  
要セス私訴ヲ以テ之ヲ訴フルコトヲ得  
刑法ニ於テ獨立シテ處刑ヲ申立ツル權ヲ與ヘラレタ  
ル者ハ前項同一ノ權アルモノトス  
被害者法律上代人ヲ有スルトキハ其代人私訴提起ノ  
權ヲ執行シ團結會社其他ノ組合ニシテ其資格ヲ以テ  
民事訴訟ヲナスヲ得ル者被害者ナルトキハ民事訴訟  
ニ於テ其代理ヲナス者私訴提起ノ權ヲ執行スルモノ  
トス

第四百十五條 同一ノ罰セラルヘキ行爲ニ付キ二名以上私訴ヲナスノ權利ヲ有スルトキハ各人其權利ヲ執行スルニ方リ他人ニ關係ナキモノトス  
 但權利者ノ一名私訴ヲ提起シタルトキ其他ノ者ハ其開カレタル裁判手續ニ参加スルノ權ノミヲ有ス特ニ其参加ハ参加申立ヲナストキノ裁判手續ノ現狀ニ於テスヘシ  
 事件ニ付キ言渡シタル各裁決ハ私訴ヲ提起セザリシ權利者ニ對シテモ亦被嫌疑者ノ爲メ其効力ヲ有スルモノトス

第四百十六條 公訴ハ第四百十四條ニ記載シタル罰セラルヘキ行爲ニ付テハ公共ノ利害ニ關スルトキニ限

リ檢事局之ヲナスモノトス

第四百十七條 提起シタル私訴ノ裁判手續ニハ檢事局參與スルノ義務ナキモノトス但本審ノ爲メ定メタル裁判期日ハ之ニ通知スヘキモノトス  
 檢事局ハ亦明カニ陳述シテ判決ノ確定スルニ至ルマテ事件ノ各現狀ニ於テ糺罪ヲ擔任スルコトヲ得上訴ノ提出ニハ糺罪ノ擔任ヲ含ムモノトス  
 檢事局糺罪ヲ擔任スルトキ其後ノ裁判手續ハ本編第二章ニ於テ被害者副訴人トナリテ附隨スルコトニ付キ定メタル規定ニ從フモノトス

第四百十八條 私訴人ハ代言人ノ附添ヲ以テ出廷シ又ハ書面上ノ委任ヲ有スル代言人ヲ以テ代理セシムル

コトヲ得其代理ノ場合ニ於テ私訴人ニナス送達ヲ代  
言人ニナスモ法律上効力アルモノトス

第四百十九條 私訴人ハ國庫及被嫌疑者ニ生スル預定  
費用ニ付テハ民事訴訟ニ於テ被告ノ求ニ依リ原告裁  
判費用ニ付テノ保證ヲナスヘキト同一ノ要件ニ從ヒ  
保證ヲナスヘキモノトス  
保證ハ現金又ハ有價證券ヲ預ケテナスヘキモノトス  
保證ノ額及其納付期限並ニ受救權許可ニ付テハ民事  
訴訟ニ於ケルト同一ノ規定ヲ適用ス

第四百二十條 榮譽毀損ニ付テハ刑法第九十六條ニ  
記載シタル場合ノ一ナキトキニ限り各邦司法省ノ指  
定スヘキ勸解官署ノ勸解不調ナル後始メテ訴訟ヲ提

起スルコトヲ得原告ハ其不調ニ付テノ證書ヲ訴訟ト  
共ニ呈出スヘキモノトス

此規定ハ原被告同一ノ町村ニ居住セサルトキハ之ヲ  
適用セサルモノトス

第四百二十一條 訴訟ノ提起ハ裁判所書記ニ之ヲ筆記  
セシメ又ハ訴狀ヲ呈出シテ之ヲナスモノトス此訴訟  
ハ第九十八條第一項ニ記載シタル要件ニ適フヘキ  
モノトス訴訟ト共ニ其謄本二通ヲ呈出スヘシ

第四百二十二條 訴訟ヲ規定ニ從ヒ呈出シタルトキ裁  
判所ハ陳述ノ爲メ期限ヲ定メテ被嫌疑者ニ之ヲ通知  
シ及了知ノ爲メ檢事局ニ之ヲ通知スルモノトス

第四百二十三條 被嫌疑者陳述ヲナシタル後又ハ期限



ノ經過シタル後裁判所ハ檢事局ノ直接ニ提起シタル  
 訴訟ニ適用スル規定ニ從ヒ本裁判手續ヲ開始スヘキ  
 ヤ又ハ訴訟ヲ却下スヘキヤニ付キ裁決スルモノトス  
 第四百二十四條 其後ノ裁判手續ハ提起シタル公訴ニ  
 付テノ裁判手續ノ爲メ定メタル規定ニ從フモノトス  
 陪審裁判所ニ於テハ公訴ニ依リ裁判關係トナリタル  
 事件ト同時ニ私訴ノ事件ヲ審問スルコトヲ得ス  
 第四百二十五條 提起シタル公訴ニ付テノ裁判手續ニ  
 於テ檢事局ヲ立會ハシメ及尋問スヘキ場合ニ限り提  
 起シタル私訴ニ付テノ裁判手續ニ於テ私訴人ヲ立會  
 ハシメ及尋問スルモノトス并ニ公訴ノ場合ニ於テ檢  
 事局ニ通知スル總ヘテノ裁決ハ私訴ノ場合ニ於テ私

訴人ニ之ヲ通知スヘキモノトス  
 但裁判官ノ命令ヲ以テナス喚出ハ檢事局之ヲナサス  
 シテ裁判所書記之ヲナスモノトス  
 本審ノ爲メニスル私訴人ノ喚出狀送達ト本審ノ日ト  
 ノ間少クトモ一週ノ期限アルヘキモノトス  
 私訴人ハ其代言人ヲ以テスルニアラサレハ書類閲覧  
 ノ權ヲ執行スルコトヲ得ス  
 第四百二十六條 裁判所ノ裁判長ハ本審ノ爲メ何人ヲ  
 證人又ハ鑑定人トシテ喚出スヘキヤヲ定ムルモノト  
 ス  
 私訴人并ニ被告ハ直接ニ喚出スノ權ヲ有スルモノト  
 ス

第四百二十七條 本審ニ於テハ被告モ亦代理人ノ附添  
ヲ以テ出廷シ又ハ書面上ノ委任ヲ以テ代理人ニ代理  
セシムルコトヲ得

第三百三十九條ノ規定ハ原告ノ代言人并ニ被告ノ代言  
人ニ適用スルモノトス

裁判所ハ原告本人并ニ被告本人ノ出廷ヲ命シ亦被告  
ヲ引致セシムルノ權アルモノトス

第四百二十八條 相互榮譽毀損又ハ相互身体傷害ノ場  
合ニ於テ被嫌疑者ハ始審裁判ニ於テノ採證終結後ノ  
供述(第二百五十七條)終ルマテ反訴ヲ以テ原告ノ處刑  
ヲ申立ツルコトヲ得

訴訟及反訴ニ付テハ同時ニ判決スヘキモノトス

訴訟ノ取下ハ反訴ニ付テノ裁判手續ヲ左右スルコト  
ナキモノトス

第四百二十九條 裁判所ハ審問シタル事件ニ從ヒ此章  
ニ規定シタル裁判手續ヲ適用スヘカラサル罰セラル  
ヘキ行爲其確定シタリト認ムヘキ事實ヨリ判然スル  
ト認定スルトキハ此事實ヲ掲クルヲ要スル判決ヲ以  
テ裁判手續ノ停止ヲ言渡スヘキモノトス

此場合ニ於テハ審問ヲ檢事局ニ通知スヘキモノトス  
第四百三十條 提起シタル公訴ニ付テノ裁判手續ニ於  
テ檢事局ニ属スル上訴ハ私訴人ニ属スルモノトス第  
四百二條ノ場合ニ於ケル裁判手續再施ノ申立ニ付テ  
モ亦同シ第三百四十三條ノ規定ハ之ヲ私訴人ノ上訴

ニ適用ス

私訴人ハ代言人ノ署名シタル書面ヲ以テスルニアラサレハ上告申立及確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續再施ノ申立ヲナスコトヲ得ス

提起シタル公訴ニ付テノ裁判手續ニ於ケルト同一ニ第三百六十一條第三百六十二條第三百八十七條ニ於テ命シタル書類ノ呈出ハ之ヲ檢事局ニナシ其送致ハ檢事局之ヲナスモノトス不服申立人ノ對手ニナス公訴狀及上告狀ノ送達ハ裁判所書記之ヲナスモノトス第四百三十一條 私訴ハ始審裁判所ノ判決言渡マテハ之ヲ取下ルコトヲ得及許サレタル控訴ヲ呈出シタルトキニ限り控訴裁判ノ判決言渡ニ至ルマテ之ヲ取下

ルコトヲ得

始審裁判ノ裁判手續ニ於テ及被告控訴ヲ呈出シタルトキニ限り控訴裁判ノ裁判手續ニ於テ私訴人本審ニ出廷セス又代言人ヲ以テ代理セシメサルトキ又ハ裁判所ニ於テ本人ノ出廷ヲ命シタルモ本審又ハ其他ノ裁判期日ニ不參スルトキ又ハ本審停止ノ嚴示ヲ以テ定メタル期限ヲ守ラサルトキハ取下タルモノト看做ス

私訴人控訴ヲ呈出シタルトキニ限り控訴ハ前項ニ記載シタル懈怠ノ場合ニ於テ直ニ之ヲ棄却スヘキモノトス但第三百四十三條ノ規定ハ格別ナリトス私訴人ハ懈怠後一週内ニ第四十四條第四十五條ニ記

載シタル要件ニ從ヒ故態恢復ヲ請求スルコトヲ得  
第四百三十二條 取下タル私訴ハ再ヒ提起スルコトヲ  
得ス

第四百三十三條 私訴人死去スルトキハ裁判手續ヲ停  
止スルモノトス  
但被嫌疑者ニ於テ眞實ナラサルコトヲ知リツ、他人  
ニ關シ其人ノ蔑視ヲ蒙リ又ハ輿論ニ於テ榮譽ヲ傷フ  
ニ適切ナル不實ノ事實ヲ主唱シ又ハ公布シタルコト  
ヲ理由トシテ私訴ヲナセシトキ其訴訟ハ原告ノ死去  
後父母子女又ハ子女ノ配偶者之ヲ繼續スルコトヲ得  
其繼續ハ權利者私訴人ノ死去ヨリ起算シ二月内ニ裁  
判所ニ申立ルニアラサレハ其權ヲ失フモノトス

第四百三十四條 私訴ノ取下及私訴人ノ死去并ニ私訴  
ノ繼續ハ被嫌疑者ニ之ヲ通知スヘキモノトス

第二章 副訴

第四百三十五條 何人タリトモ第四百十四條ノ規定ニ  
從ヒ副訴人タルノ權利ヲ有スル者ハ提起シタル公訴  
ニ副訴人トナリテ裁判手續中何時タリトモ附隨スル  
コトヲ得其附隨ハ判決言渡後ト雖上訴呈出ノ爲メ之  
ヲナスコトヲ得  
裁判所ノ裁決ヲ求ムルノ申立(第七十條)ヲナシテ公  
訴ヲ提起セシメタル者ハ其生命、健康、自由、戶籍又ハ財  
産權ニ對シ罰セラルヘキ行爲ヲ受ケタルトキニ限り  
同一ノ權ヲ有スルモノトス

第四百三十六條 附隨申立ハ裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ  
 ナスヘキモノトス  
 裁判所ハ副訴人ニ附隨ノ權アルヤ否ニ付キテハ檢事  
 局ノ意見ヲ聞キタル後裁決スヘキモノトス  
 副訴人ハ保證ヲナスノ義務ナキモノトス  
 第四百三十七條 副訴人ハ附隨ヲナシタル後私訴人ノ  
 權ヲ有スルモノトス  
 副訴人ハ陪審官ヲ認諾シ又ハ拒絕スルニ付テノ申立  
 ニ干與セサルモノトス  
 第四百三十八條 裁判手續ノ繼續ハ附隨ニ依リテ停止  
 セラレサルモノトス  
 既ニ期日ヲ定メタル本審并ニ其他ノ裁判期日ハ日限

ノ迫リタル爲メ副訴人ヲ喚出スコト能ハス又ハ之ニ  
 通知スルコト能ハサルトキト雖其定メタル日ニ從フ  
 モノトス  
 第四百三十九條 附隨前既ニ言渡シテ檢事局ニ通知シ  
 タル裁判ハ之ヲ副訴人ニ通知スルコトヲ要セス  
 此裁判ニ對スル不服ハ檢事局ニ對シ其不服期限經過  
 シタルトキハ副訴人モ亦之ヲナスコトヲ得ス  
 第四百四十條 本審ニ於テ副訴人出廷セス亦其代言人  
 出廷セサルトキ判決書ハ副訴人ニ送達スルモノトス  
 第四百四十一條 副訴人ハ檢事局ニ關係セスシテ上訴  
 ナナスコトヲ得  
 副訴人ノミ呈出シタル上訴ニ依リ其不服ヲ受ケタル

裁決ヲ廢棄スルトキハ檢事局更ニ其事件ノ訴訟ヲ擔當スルモノトス

第四百四十二條 附隨申立ハ取消并ニ副訴人ノ死去ニ依リ其効力ヲ失フモノトス

第四百四十三條 第四百三十五條ヨリ第四百四十二條マテノ規定ニ從ヒ副訴人トナリテ公訴ニ附隨スルノ權ハ償金ノ言渡ヲ請求スル權アル者ニモ亦屬スルモノトス

何人タリトモ公訴提起ニ依リ裁判關係トナリタル裁判手續ニ於テ償金ノ言渡ヲ申立ントスル者ハ之カ爲メ副訴人トナリテ公訴ニ附隨スヘキモノトス

第四百四十四條 償金言渡ノ申立ハ始審裁判ノ判決言

渡マテ之ヲナスコトヲ得

其申立ハ其判決言渡マテ之ヲ取下ルコトヲ得其取下ケタル申立ハ再ヒ之ヲナスコトヲ得ス

被告無罪ノ言渡ヲ受ケ又ハ裁判手續ヲ停止シ又ハ判決ナクシテ事件ノ完結スルトキハ其申立モ亦別段ノ裁判ナクシテ完結シタルモノト看做ス

償金ノ請求ハ被害者ノ相續人之ヲナシ又ハ繼續スルコトヲ得ス

第四百四十五條 副訴人ハ償金トシテ請求スル額ヲ申立ヘキモノトス

其申立テタルヨリ多額ノ償金ヲ言渡スコトヲ許サス  
第四百四十六條 第四百四十四條第四百四十五條ノ規

定ハ償金請求人ニ於テ私訴ヲ提起スル場合ニモ亦之  
ヲ適用スルモノトス

第六編 特種ノ裁判手續

第一章 區裁判官ノ處刑命令ニ付テノ裁判手續

第四百四十七條 參審裁判所ノ權限ニ屬スル事件ニア

リテハ裁判所編制法第二十七條第三ヨリ第八マテニ

掲ケタル輕罪ヲ除クノ外檢事局書面ヲ以テ申立ヲナ

ストキ區裁判官ハ豫メ審問ヲナサス書面上ノ處刑命

令ヲ以テ刑ヲ確定スルコトヲ得

但處刑命令ヲ以テハ百五十マルク以下ノ罰金又ハ六

週以下ノ羈絆刑并ニ沒收ヨリ他ノ刑ヲ確定スルコト

ヲ許サス

上等地方警察官署ニナス被嫌疑者ノ送致ハ處刑命令

ヲ以テ言渡スコトヲ許サス

第四百四十八條 其申立ハ刑ヲ定メテ之ヲナスヘキモ  
 ノトス區裁判官ハ處刑命令ノ言渡ヲナスニ付疑ナキ  
 トキハ其申立ニ應スヘシ  
 區裁判官本審ヲナサスシテ刑ヲ確定スルニ付キ疑  
 ルトキハ事件ヲ本審ニ付スヘキモノトス區裁判官申  
 立アリタルヨリ他ノ刑ヲ確定セントスル場合ニ於テ  
 檢事局其申立ヲ固守スルトキモ亦同シ  
 第四百四十九條 處刑命令ニハ刑ノ確定ノ外罰セラ  
 ルヘキ行爲適用シタル刑法及證據物ヲ掲ケ亦被嫌疑者  
 送達後一週内ニ於テ區裁判官ニ書面ヲ以テ又ハ裁判  
 所書記ニ筆記セシメテ異議ヲナサ、ルトキ其命令ヲ  
 執行スヘキユトノ告知ヲ載スヘキモノトス

其異議ハ其期限經過前之ヲ抛棄スルコトヲ得

第四百五十條 期限内ニ異議ヲ受ケサリシ處刑命令ハ  
 確定判決ノ効力ヲ有スルモノトス

第四百五十一條 期限内ニ異議ヲナシタルトキハ參審  
 裁判所ノ本審ハ之ヲ開始スルマテニ檢事局訴訟ヲ取  
 消サス又ハ異議ノ取下ケナキトキニ限り之ヲ始ムル  
 モノトス

被告ハ本審ニ於テ書面上委任ヲ有スル辨護人ヲ以テ  
 代理セシムルコトヲ得

參審裁判所ハ判決ヲナスニ方リ處刑命令ニ掲ケタル  
 言渡ニ檢束セラレサルモノトス

第四百五十二條 被告宥恕スヘキ充分ノ理由ナクシテ



本審ニ不參シ亦辨護人ヲ以テ代理セシメサルトキ其  
異議ハ探證ヲナサス判決ヲ以テ之ヲ棄却スルモノト  
ス

異議申立期限ノ經過ニ對シ故態恢復ヲ許サレタル被  
告ハ判決ニ對シ故態恢復ヲ申立ルコトヲ得ス

第二章 警察上處刑處分後ノ裁判手續

第四百五十三條 各邦法律ノ規定ニ從ヒ警察官署其處  
分ヲ以テ刑法上罰セラルヘキ刑ヲ確定スルノ權アル  
場合ニ於テ其權ハ違警罪ノ外ニ及ホスコトヲ得ス  
亦警察官署ハ十四日以内ノ拘留罰金及罰金ヲ徴収ス  
ルコト能ハサル場合ノ爲メ之ニ代フル拘留并ニ沒収  
ヨリ他ノ刑ヲ處決スルコトヲ得ス

處刑處分ニハ刑ノ確定ノ外罰セラルヘキ行爲適用シ  
タル刑法及證據物ヲ掲ケ亦被嫌疑者法律ニ從ヒ許サ  
レタル故障ヲ上等警察官署ニナサル場合ニ限り處  
刑處分ニ對シ其告知後一週内ニ處分ヲナシタル警察  
官署又ハ管轄區裁判所ニ裁判上裁決ヲ求ムルノ申立  
ヲナスコトヲ得ルノ告知ヲ載スヘキモノトス  
處刑處分ハ其期滿免除ノ中止ニ付テハ裁判官ノ處分  
ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

第四百五十四條 裁判上裁決ヲ求ムルノ申立ハ警察官  
署ニ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲナシ又ハ區裁判所ニ書  
面ヲ以テ又ハ裁判所書記ニ筆記セシメテ之ヲナスコ  
トヲ得

警察官署ハ處刑處分ヲ取消サ、ルトキハ書類ヲ管轄  
檢事局ニ送致シ檢事局ハ其書類ヲ區裁判官ニ呈出ス  
ルモノトス

第四百五十五條 申立期限ノ懈怠ニ對シテハ第四十四  
條及第四十五條ニ記載シタル要件ニ從ヒ故態恢復ノ  
申立ヲナスコトヲ得其申立ハ第四百五十四條第一項  
ニ記載シタル官署ニ之ヲナスヘキモノトス  
其申立ニ付テハ區裁判官之ヲ裁決ス

第四十六條第二項第三項ノ規定ハ此場合ニモ亦之ヲ  
適用スルモノトス

第四百五十六條 其申立ヲ期限内ニナシタルトキ參審  
裁判所ノ本審ハ訴狀ノ呈出又ハ本裁判手續開始ニ付

テノ裁決ヲ要セスシテ之ヲ始ムルモノトス  
其申立ハ本審開始マテ之ヲ取下ルコトヲ得

第四百五十七條 參審裁判所ノ裁判手續ハ檢事局訴訟  
ヲ提起シテ本審ニ移付セラレタル場合ニ於ケルト同  
一ナリトス

被告ハ書面上委任ヲ有スル辨護人ヲ以テ代理セシム  
ルコトヲ得

裁判所ハ判決ヲナスニ方リ警察官署ノ言渡ニ檢束セ  
ラレサルモノトス

第四百五十八條 本審ノ結果ニ從ヒ被告ノ行爲警察官  
署ニ於テ處刑處分ノ言渡ヲナスノ權ヲ有セサリシモ  
ノナルコト判然スルトキハ裁判所ハ事件ノ裁決ヲナ

サス判決ヲ以テ其處分ヲ廢棄スヘキモノトス

第三章 諸税及手数料徴収ニ關スル規則ノ背反  
ニ付テノ裁判手續

第四百五十九條 諸税及手数料徴収ニ關スル規則ノ背反ニ付テテ行政官署ノナス處刑裁定ハ罰金并ニ沒収ニアラサレハ確定スルコトヲ許サス

其他處刑裁定ニハ罰セラルヘキ行爲適用シタル刑法及證據物ヲ掲ケ又被嫌疑者法律ニ從ヒ許サレタル故障ヲ上等行政官署ニナサ、ルトキニ限り其裁定通告後一週内之ヲ言渡シタル行政官署ニ又ハ之ヲ通告シタル行政官署ニ裁判上裁決ヲ求ムルノ申立ヲナスコトヲ得ルノ告知ヲ載スヘキモノトス

處刑裁定ハ其期滿免除ノ中止ニ付テハ裁判官ノ處分ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

第四百六十條 裁判上裁決ヲ求ムルノ申立ヲナス場合ニ於テ行政官署處刑裁定ヲ取消サ、ルトキハ書類ヲ管轄檢事局ニ送致シ檢事局ハ其書類ヲ裁判所ニ呈出スルモノトス

第四百六十一條 故態恢復ノ申立ニ付テハ第四百五十五條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第四百六十二條 其申立ヲ期限内ニナシタルトキ管轄裁判所ノ本審ハ訴狀ノ呈出又ハ本裁判手續開始ニ付テノ裁決ヲ要セスシテ之ヲ始ムルモノトス  
其申立ハ本審開始マテ之ヲ取下ルコトヲ得

第四百六十三條 執行スヘキ處刑裁定ヲ以テ確定シタル罰金ヲ被嫌疑者ニ對シ徵收スルコト能ハサルカ爲メ之ヲ羈絆刑ニ更換スルヲ要スルトキ其更換ハ檢事局及被嫌疑者ノ意見ヲ聞キタル後處刑裁定ヲ裁判所ノ審査ニ付スルコトナク裁判上裁決ヲ以テ之ヲ言渡スヘキモノトス

其更換ニ付テノ裁決ハ參審裁判所ニ於テ判決ヲナスノ權ヲ有スルトキハ區裁判官ノ處分ヲ以テ之ヲナシ其他ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ決議ヲ以テ之ヲナスモノトス

此決議ニ對シテハ即時故障ヲ申立ルコトヲ得

第四百六十四條 行政官署ニ於テ處刑裁定ヲ言渡サス

檢事局ニ於テ其受ケタル糺罪ノ申立ヲ拒絕スルトキハ行政官署自己ニ訴訟ヲ提起スルノ權アルモノトス

此場合ニ於テ行政官署ハ其行政部ノ官吏又ハ代理人ヲ代理ニ任シ訴狀ニ其氏名ヲ記スヘキモノトス

第四百六十五條 檢事局ハ裁判手續中何時タリトモ干與スルノ權アルモノトス

本審ニハ檢事局在席スヘキモノトス又檢事局ハ本審ノ爲メ裁判所ノ命シタル喚出ヲナスヘシ

裁判手續中ニナス總ヘテノ裁判ハ之ヲ檢事局ニ通告スヘキモノトス

第四百六十六條 其他行政官署ノ提起シタル訴訟ニ付テノ裁判手續ハ私訴ニ付テ定メタル規定ニ從フモノ

トス

第四百六十七條 被嫌疑者處刑裁定ニ對シ裁判上審問  
ヲ申立タルトキ又ハ檢事局訴訟ヲ提起シタルトキ行  
政官署ハ其糺罪ニ附隨スルコトヲ得此場合ニ於テハ  
自己ニ提起シタル訴訟ニ於ケルト同一ニ代人ヲ任ス  
ヘキモノトス

此場合ニ於テハ被害者副訴人トナリテ附隨スルニ付  
テ定メタル規定ヲ適用スルモノトス

第四百六十八條 行政官署訴狀ヲ提起シ又ハ糺罪ニ附  
隨シタルトキ判決及其他總ヘテノ裁判ハ其言渡ノ際  
代理セラレタルトキト雖之ヲ行政官署ニ送達スヘキ  
モノトス

第四百六十九條 上訴提出期限ハ行政官署ニ對シ送達

ヲ以テ初メテ始マルモノトス

行政官署ハ上告申立ヲ呈出シ及其答辯ヲナス爲メ一  
月ノ期限ヲ有スルモノトス

第四章 兵役義務ヲ遁レタル不在者ニ對スル裁

判手續

第四百七十條 左ノ者ニ對スル審問ニ方リテハ被告ノ  
不在ニ於テ以下諸條ノ規定ニ從ヒ本審ヲナスコトヲ  
得

陸海常備軍ノ兵役ニ就クヲ免レントスルノ目的ヲ  
以テ許可ヲク獨逸領地ヲ脱去シ又ハ兵役適齡後獨  
逸領地外ニ滞在スル兵役義務者刑法第四百四十條第

一項第一

許可ナクシテ外國ニ移住シタル非職ノ將校及將校同等ノ軍醫并ニ陸海軍ノ歸休豫備兵及後備兵(刑法第四百四十條第一項第二及第三百六十條第三)并ニ豫メ軍事官署ニ届出スシテ外國ニ移住シタル第一級補充後備兵(刑法第三百六十條第三)

戰時又ハ戰端ヲ開カントスルノ際皇帝ノ發シタル特令ヲ公告シタル後之ニ背戻シテ外國ニ移住シタル兵役義務者(刑法第四百四十條第一項第三)

第四百七十一條 裁判手續ニ付テハ被告獨逸國內ニ於テ最後ニ有セシ住所又ハ平常ノ滞在在所ヲ管轄スル裁判所其權ヲ有スルモノトス

其裁判手續ハ同時ニ數人ニ對シテ之ヲナシ又審問及裁決ハ連合シテ之ヲナスコトヲ得

第四百七十二條 訴訟ノ提起及審問ノ開始ハ兵役義務者ノ監督ヲ任セラレタル官署ノ申立ニ依リ之ヲナスモノトス

其申立ハ刑法第四百四十條第一項第一ノ場合ニ於テハ左ノ如クナスヘキモノトス

兵役義務者其命セラレタル檢閲ニ出頭セサリシコト  
兵役義務者ノ滞在在所ヲ獨逸國ニ於テ索知スル能ハサリシコト  
探訪ヲナシタルニ係ハラヌ兵役義務者陸海常備軍

ノ兵役ヲ遁レンシカ爲メ許可ナク獨逸領地ヲ脱去シ  
又ハ兵役適齡後外國ニ在留シタリト認ムヘカラサ  
ル情狀ナキトキ

刑法第四百十條第一項第二ノ場合并ニ許可ナク外國  
ニ移住シタルニ付キ歸休ノ豫備兵及後備兵ニ對シテ  
審問ヲナス場合ニ於テ(刑法第三百六十條第三)ハ其申  
立ヲ左ノ如クナスヘキモノトス

將校軍醫豫備兵又ハ後備兵ノ滯在所ヲ獨逸國ニ於  
テ檢出スル能ハサリシコト  
前項ノ者ニ外國移住ノ許可ヲ與ヘサリシコト  
探訪ヲナシタルニ係ハラヌ前項ノ者外國ニ移住シ  
タリト認ムヘカラサル情狀ナキコト

軍事官署ニ届出スシテ外國ニ移住シタルニ付キ第一  
級補充豫備兵ニ對シテ審問ヲナス場合ニ於テ(刑法第  
三百六十條第三)ハ其申立ヲ左ノ如クナスヘキモノト  
ス

補充豫備兵ノ滯在所獨逸國ニ於テ檢出スル能ハサ  
リシコト

補充豫備兵外國ニ移住スル前軍事官署ニ届出ヲナ  
サ、リシコト

探訪ヲナシタルニ係ハラヌ補充豫備兵外國ニ移住  
シタリト認ムヘカラサル情狀ナキコト

刑法第四百十條第一項第三ノ場合ニ於テハ其申立ヲ  
左ノ如クナスヘキモノトス

兵役義務者ノ滯在所ヲ獨逸國內ニ於テ檢出スル能ハサルコト及探訪ヲナシタルニ係ハラズ兵役義務者皇帝ノ特令ヲ公告シタル後外國ニ移住シタリト認ムヘカラサル情狀ナキコト

第四百七十三條 本審ノ爲メニスル被告ノ喚出ハ第三百二十條及第三百二十一條第一項ノ規定ニ從ヒ之ヲナスモノトス

喚出ニハ公告ヲ以テスル送達ノ場合ニ於テハ亦被告ノ獨逸國內最後ノ住所又ハ滯在所ヲ掲クヘキモノトス  
喚出ニハ何レノ場合ヲ問ハス宥恕スヘキ理由ナクシテ不參スルトキハ第四百七十二條ニ記載シタル申立ニ依リ被告ニ有罪ノ言渡ヲナスノ諭示ヲ掲クヘキモ

ノトス

第四百七十四條 本審ニ付テハ第三百二十二條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第四百七十五條 規定上ノ手續ヲ遵守シタル場合ニ於テ第四百七十二條ニ記載シタル申立ニ反對スル狀況ナキトキハ其申立ニ依リ不在ノ被告ニ有罪ノ言渡ヲナスモノトス

被告一名ニ付キ採證ヲ要スルトキ其事件ハ之ヲ他ノ事件ト分離シ別ニ終結スヘキモノトス

第四百七十六條 判決書ノ送達ハ第四十條第二項ノ規定ニ從ヒ之ヲナスモノトス

第五章 沒收及財産差押ニ付テノ裁判手續



第四百七十七條 刑法第四十二條又ハ其他法律上ノ規定ニ依リ物件ノ沒收、破滅又ハ廢物トナスノ言渡ヲ獨立シテナスコトヲ得ルノ場合ニ於テ其申立ハ本事件ノ判決ト連合シテ裁決ヲナサ、ルトキニ限り一定ノ人ヲ糾罪スルトキ權限ヲ有スヘキ裁判所ニ檢事局又ハ私訴人之ヲナスヘキモノトス

陪審裁判所ニ代ハル者ハ其所在地ニアル刑事局ナリトス

第四百七十八條 審問及裁決ハ裁判期日ニ於テ之ヲナスモノトス其期日ニハ本審ニ付テノ規定ヲ適用ス

沒收、破滅又ハ廢物トスル物件ニ付キ法律上請求權ヲ有スル者ハ其裁判期日ニ之ヲ喚出スヘキモノトス但

其喚出ハ之ヲナスコトヲ得ルトキニ限ル

其權利者ハ被告ニ屬スル總ヘテノ權利ヲ執行シ亦書面上ノ委任ヲ有スル辨護人ヲ以テ代理セシムルコトヲ得此等ノ者不參スルモ裁判手續及判決ヲナスコトヲ停止セス

第四百七十九條 判決ニ對スル上訴ハ檢事局私訴人及第四百七十八條ニ記シタル者ニ屬スルモノトス

第四百八十條 刑法第九十三條ニ記載シタル被罪者ノ財産差押ニハ第三百三十三條ヨリ第三百三十五條マテノ規定及刑法第四百四十條ニ記載シタル差押ニハ第三百二十五條第三百二十六條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第七編 行刑及裁判手續費用

第一章 行刑

第四百八十一條 處刑判決ハ其確定前之ヲ執行スルヲ得サルモノトス

第四百八十二條 執行スベキ羈絆刑ニハ被告、上訴ノ提出ヲ拋棄シ又ハ呈出シタル上訴ヲ取下ケ又ハ申立ヲナスシテ其呈出期限ノ經過シタル後、其受ケタル審問拘留ノ全期ヲ算入スヘキモノトス

第四百八十三條 行刑ハ裁判所書記ノ交付スヘキモノニシテ執行證ヲ備ヘ公證アル判決文ノ謄本ニ依リ檢事局之ヲナスモノトス  
區檢事ハ行刑ノ權ナキモノトス

參審裁判所ノ權限ニ屬スル事件ニ付テハ各邦司法省ノ命令ニ依リ行刑ヲ區裁判官ニ委任スルコトヲ得

第四百八十四條 帝國裁判所始審裁判所ノ資格ヲ以テ判決シタル事件ニ付テハ特赦權ハ皇帝ニ屬スルモノトス

第四百八十五條 死刑判決ハ其執行ノ爲メ裁可ヲ要セ  
ス但其執行ハ各邦君主帝國裁判所始審裁判所ノ資格ヲ以テ判決シタル事件ニ付テハ獨逸皇帝特赦權ヲ行フコトヲ欲セサルノ決定ヲナシタルトキ始メテ之ヲナスコトヲ得  
孕婦又ハ精神病者ニ對シテハ死刑判決ヲ執行スルコトヲ許サス

第四百八十六條 死刑ノ執行ハ防圍アル場所ニ於テ之

ヲナスモノトス

其執行ノ際ニハ始審裁判所ノ職員二名、檢事局ノ官吏一名、裁判所書記一名及監獄官吏一名立會ヘキモノトス  
斬首ヲ行フ地ノ町村長ハ町村ノ議員又ハ其他名望アル住民ノ内十二名ヲ斬首ニ立會フ爲メ派出セシムヘキコトヲ督促セラルヘキモノトス  
其他有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ宗派ノ僧侶一名、辨護人及執行ヲ指揮スル官吏ノ見込ヲ以テハ亦其他ノ人ニ入場ヲ許スヘキモノトス  
其始末ニ付テハ筆記ヲ作り、檢事局ノ官吏及裁判所書記之ニ署名スヘキモノトス

斬首セラレタル者ノ死體ハ其親屬ノ求メニ依リ禮式ヲ用井ス單ニ埋葬スル爲メ之ニ引渡スヘキモノトス

第四百八十七條 羈絆刑ノ執行ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者精神病ニ罹リタルトキハ之ヲ延期スヘキモノトス

有罪ノ言渡ヲ受ケタル者其執行ニ依リ直ニ生命ニ危難ヲ蒙ルルノ恐レアルトキハ其他ノ疾病ニ付テモ亦同シ

行刑ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者處刑場ノ設備ニ依リ即時執行ニ堪ヘサル身體上ノ狀況ヲ有スルトキモ亦之ヲ延期スルコトヲ得

第四百八十八條 其執行ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ

申立ニ依リ即時執行ノ爲メ本人又ハ其家族ニ處刑ノ目的外ナル著大ノ損害ヲ生スルトキニ限り之ヲ延期スルコトヲ得

處刑ノ延期ハ四月ノ期限ヲ過ルヲ許サス

其許可ニハ保證又ハ其他ノ制限ヲ付スルコトヲ得

第四百八十九條 檢事局ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者就刑ノ喚出ヲ受ケテ出頭セス又ハ逃走ノ嫌疑アルトキハ羈絆刑執行ノ爲メ引致命令狀又ハ拘留命令狀ヲ發スルノ權アルモノトス

檢事局ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者逃走シ又ハ隱匿スルトキ亦前項ト同一ノ目的ノ爲メ人相書ヲ發スルコトヲ得

此權ハ第四百八十三條第三項ノ場合ニ於テハ區裁判官ニモ亦屬スルモノトス

第四百九十條 處刑判決ノ解釋又ハ言渡シタル刑ノ計算ニ付キ疑ヲ生スルトキ又ハ行刑ノ許否ニ對シ異議ヲ申立ルトキハ裁判所ノ裁決ヲ受クヘキモノトス

第四百八十七條ニ從ヒ行刑ノ延期申立ノ拒絕ニ對シ異議ヲ申立ルトキモ亦同シ

其執行ノ繼續ハ之レガ爲メ停止セサルモノトス但裁判所ハ執行ノ延期又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第四百九十一條 處決シタル罰金ヲ徵收スルコト能ハス且之ニ代フヘキ羈絆刑ノ確定ヲナサ、リシトキ其罰金ハ後日裁判所ニ於テ之ヲ相當ノ羈絆刑ニ換フヘ

キモノトス

第四百九十二條 數個ノ確定判決ヲ以テ處刑ノ判決ヲナシタル場合ニ於テ合刑言渡ニ付テノ規定刑法第七十九條ヲ適用セサルトキハ其言渡シタル刑ヲ後日裁判所ノ裁決ヲ以テ合刑ニ改ムヘキモノトス

第四百九十三條 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者處刑執行ノ始マリタル後疾病ノ爲メ處刑場外ノ病院ニ入レラレタル場合ニ於テ病院滞在ノ期限ハ行刑ヲ停止スルノ目的ヲ以テ疾病ヲ生セシメタルニアラサルトキハ之ヲ刑期ニ算入スヘキモノトス

檢事局ハ其目的アル場合ニ於テハ裁判所ノ裁決ヲ請フヘキモノトス

第四百九十四條 行刑ノ際ニ要スル裁判上ノ裁判(第四  
 百九十條ヨリ第四百九十三條マテ)ハ始審裁判所口頭  
 上ノ審問ナクシテ之ヲ言渡スモノトス  
 其裁判前檢事局及有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ申立及  
 辯明ヲナスノ機會ヲ與フヘキモノトス  
 合刑ヲ裁決スヘキ場合ニ於テ(第四百九十二條其裁決  
 ナ以テ變更スヘキ數個ノ判決ヲ數個ノ裁判所ニ於テ  
 言渡シタルトキ其裁決ハ最モ重キ種類ノ刑ヲ言渡シ  
 タル裁判所又同種類ノ刑ナルトキハ最高ノ刑ヲ言渡  
 シタル裁判所又此等ノ場合ニ於テ數個ノ裁判所其權  
 限ヲ有スルトキハ最後ニ判決ヲナシタル裁判所之ヲ  
 ナスモノトス以上ノ場合ニ於テ標準トナル判決ヲ上

級裁判所ニ於テ言渡シタルトキハ其始審裁判所合刑  
 ナ裁決シ處刑判決ノ一ヲ帝國裁判所始審裁判所ノ資  
 格ヲ以テ言渡シタルトキハ帝國裁判所合刑ヲ裁決ス  
 ヘキモノトス

此裁判ニ對シテハ即時故障ヲ申立ルコトヲ得但帝國  
 裁判所之ヲ言渡シタルトキハ此限ニアラス

第四百九十五條 財産刑又ハ償金ニ付キ言渡シタル裁  
 決ノ執行ハ民事裁判所ノ判決執行ニ付テノ規定ニ從  
 テ之ヲナスモノトス

第二章 裁判手續費用

第四百九十六條 各判決各處刑命令及審問ヲ停止スル  
 各裁決ニハ裁判手續費用ヲ擔當スヘキ者ヲ確定スベ

キモノトス  
其費用ノ額又ハ其費用中ニ含まレタル立替金ノ要否  
ニ付キ争ヲ生スルトキハ之ニ付キ別段ノ裁決ヲナス  
モノトス

第四百九十七條 公訴ノ準備及行刑ニ依リ生シタルモ  
ノヲ含ム費用ハ被告有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキ之ヲ  
擔當スヘキモノトス

有罪ノ言渡ヲ受ケタル者判決ノ確定前ニ死去スルト  
キ其遺産ハ費用ノ責ニ任セサルモノトス

第四百九十八條 被告數個ノ罰セラルヘキ行爲ヲ合シ  
タル審問ニ於テ其一部ニ付テノミ有罪ノ言渡ヲ受ケ  
タルモ其他ノ刑事ノ審問ニ依リ別段ノ費用ノ生シタ

ルトキハ其費用ノ擔當ヲ免ルヘキモノトス  
同一ノ行爲ニ付キ有罪ノ言渡ヲ受ケタル共同被告ハ  
立替金ニ付キ連帶義者タルノ責アルモノトス此規定  
ハ行刑又ハ審問拘留ニ依テ生シタル費用ニハ之ヲ適  
用セズ

第四百九十九條 無罪ノ言渡ヲ受ケ又ハ糺罪ヲ免セラ  
レタル被罪者ニハ其宥恕スヘカラサル懈怠ニ依リ生  
シタル費用ニ限り擔當セシムヘキモノトス  
被罪者ニ生シタル必要ノ立替金ハ國庫ニ擔當セシム  
ルコトヲ得

第五百條 相互榮譽毀損又ハ相互身體傷害ノ場合ニ於  
テ其一方又ハ雙方無罪ノ言渡ヲ受クルモ其一方又ハ

雙方ニ費用ヲ擔當セシムルノ言渡ヲナスコトヲ得  
 第五百一條 眞實ナラサルコトヲ知リツ、ナシタル告  
 發又ハ大ナル過失ニ出テタル告發ニ依リ裁判所外ニ  
 於ケル裁判手續タリトモ之ヲナサシメタルトキハ裁  
 判所ハ告發者ヲ尋問シタル後國庫及被嫌疑者ニ生シ  
 タル費用ヲ告發者ニ擔當セシムルコトヲ得  
 其裁決ハ未タ事件ヲ受理シタル裁判所ナキトキハ檢  
 事局ノ申立ニ依リ本裁判手續ヲ開始スルノ權アルヘ  
 キ裁判所之ヲナスモノトス  
 此裁決ニ對シテハ即時故障ヲ申立ルコトヲ得  
 第五百二條 告訴アルニアラサレハナスコトヲ得サル  
 裁判手續ヲ其告訴ヲ取下タルカ爲メ停止シタルトキ

ハ告訴人其費用ヲ擔當スヘキモノトス  
 第五百三條 其提起シタル私訴ニ付テノ裁判手續ニ於  
 テ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ハ亦私訴人ニ生シタル必  
 用ノ立替金ヲ辨償スヘキモノトス  
 被嫌疑者糺罪ヲ免セラレ又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル  
 トキ又ハ裁判手續ヲ停止シタルトキ私訴人ハ裁判手  
 續ノ費用并ニ被嫌疑者ニ生シタル必要ノ立替金ヲ擔  
 當スヘキモノトス  
 私訴人ノ申立ノ一部ノミ採用セラレタルトキ裁判所  
 ハ其費用ヲ相當ニ分擔セシムルコトヲ得  
 數名ノ私訴人及數名ノ被告ハ連帶義務者タルノ責ヲ  
 有スルモノトス



辨償義務者ノ對手ニ於テ代言人ヲ用ユルトキ本條ノ規定ニ依リ辨償スヘキ立替金ニハ訴訟法第八十七條ノ規定ニ從ヒ敗訴者ヨリ勝訴者ニ辨償スヘキ額ニ限リ其手數料及立替金ヲ含ムモノトス

第五百四條 第七十三條ノ場合ニアリテ被罪者糺罪ヲ免セラレ又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタルトキ又ハ裁判手續ヲ停止シタルトキハ其告訴人ニモ亦第五百三條第二項第三項第四項第五項ノ規定ヲ適用スルモノトス但裁判所ハ狀況ニ依リ告訴人ニ對シ其費用ノ全部又ハ一部ノ擔當ヲ免除スルコトヲ得  
告訴人ハ副訴人トナリテ出廷スルノ權ヲ有セザリシトキニ限り費用ニ付テノ裁決前尋問セララルヘキモノ

トス

第五百五條 其取下タル上訴又ハ呈出シタルモ其効ナキ上訴ノ費用ハ上訴ヲ呈出シタル者之ヲ擔當スルモノトス  
檢事局上訴ヲ呈出シタルトキハ被嫌疑者ニ生シタル必要ノ立替金ヲ國庫ニ擔當セシムルコトヲ得上訴ノ一部其効アリタルトキハ裁判所其費用ヲ相當ニ分擔セシムルコトヲ得  
確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續再施ノ申立ニ依リ生シタル費用ニ付テモ亦同シ  
故態恢復申立ノ費用ハ其申立人之ヲ擔當スヘキモノトス但對手ノ理由ナキ異議ニ依リテ生シタル費用ハ此限ニアラス

第五百六條 始審裁判所ノ資格ニ於ケル帝國裁判所ノ  
 權限ニ屬スル事件ニ付テハ國庫ノ擔當スヘキ費用ヲ  
 獨逸國庫ニ擔當セシムヘキモノトス  
 以上朕親ラ署名シ獨逸帝璽ヲ鈐ス  
 千八百七十七年二月一日伯林府ニ於テ制可ス  
 ヲヰルヘルム  
 フユルスト、フオン、ビスマルク

10  
280  
140  
4/27  
30  
110

獨逸學協會出版書目

- 平塚定二郎編輯  
 一 獨逸文法楷梯 前篇定價金三十五錢 後篇定價金三十錢  
 グナイスト氏原著 小松濟治譯 一名法治國論  
 一 建國說 全三卷 一冊定價各金四拾五錢  
 ラフエリエール氏纂輯 曲木如長譯 井上毅荒川邦藏校閱  
 一 瓦敦堡憲法 全壹冊 定價金貳拾錢  
 シユールナエ氏原著 木下周一譯  
 一 國權論 全六冊 一冊定價金四錢五厘  
 フオン、スタイン氏原著 荒川邦藏譯  
 一 國理論 全壹冊 定價金六錢  
 プルン、チユリイ氏原著 平田東助譯  
 (第二版)  
 シユールナエ氏原著 木下周一 荒川邦藏共譯  
 一 李漏生國法論 第一卷定價金四拾錢 第二卷定價金三拾五錢 後卷續刻  
 獨逸國博士スタージェルマン原著 和田維四郎譯  
 一 普布利特隣大王農政要略 (第二版) 第一第二第三卷定價各金四拾五錢 第四卷定價金七拾五錢 第五第六第七卷定價金四拾五錢 第八第九第十第十一卷各定價金三拾五錢  
 驛遞局翻譯  
 一 獨逸郵便必携 全五冊 一冊定價各金貳拾錢  
 フオン、スタイン氏原著 木下周一 山脇玄共譯  
 一 兵制學 全三冊 一冊定價各金貳拾錢  
 サンデル氏原著 長與專齋校閱 柴田承桂譯  
 一 公衆衛生論 全壹冊 定價金貳拾錢

ブルンチニリ氏原著 中根重一譯

一 政治學

山脇立校閱 飯山正秀纂譯

一 獨逸法律政治論纂

ブルンチニリ氏原著 山脇立飯山正秀共譯

一 萬國戰爭條規

リヨースレル氏演舌 荒川邦藏筆記

一 獨逸學ノ利害及國家ニ對スルノ得失

ヒューデグレイ原著 平田東助校閱 中根重一譯

一 獨逸學ノ讀本

グロート氏田中稻城合著

一 獨逸讀本

ラフエリエール纂輯 曲木如長重譯

一 巴威里憲法

驛遞局翻譯

一 獨逸貯金論

リヨースレル氏述獨逸學協會翻譯

一 佛國革命論

山脇立 今村研介共譯

一 獨逸裁判所編制法

山脇立 今村研介共譯

一 獨逸刑法

山脇立 今村研介共譯

一 獨逸治罪法

山脇立 今村研介共譯

一 獨逸訴訟法

ラートゲン氏講述 獨逸學協會譯

一 行政學講義錄

第一卷定價四拾錢第二第三卷定價各金三拾錢第四第五卷定價各金四拾錢後卷續刻

第一第二第三第四卷定價各金貳拾錢

一卷定價金貳拾錢 但シ後卷續刻

全一冊定價金六錢

第一卷定價金廿五錢第二第三卷定價金三拾錢第四卷金貳拾五錢

定價金四拾錢

全壹冊定價金廿五錢

全壹冊定價金四拾錢

全壹冊定價金拾八錢

全壹冊 定價金貳拾錢

全壹冊 定價金四拾錢

全壹冊 定價金四拾五錢

全壹冊 定價金四拾五錢

全壹冊 定價金壹圓拾錢

全壹冊 定價金壹圓

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

(第二版)

7/2/38

明治十七年十月二十六日版權免許

同 十八年六月 出版

明治十九年六月廿五日再版御届

同 十九年七月 出版

(定價金四拾五錢)

譯者

東京府士族

山脇 玄

東京府麴町區土手  
三番町七番地

同

山口縣平民

今村 研介

同府四谷區四谷左  
門町六十六番地

出版人

獨逸學協會

同府神田區西小川  
町壹丁目十五番地

賣捌所

島屋一介

東京府日本橋區兩國吉川町六番地

同

博聞社

同府京橋區銀坐四丁目壹番地

同

丸善商社書店

同府日本橋區通三丁目

同

巖友堂

同府神田區淡路町一丁目壹番地

同

小林八郎

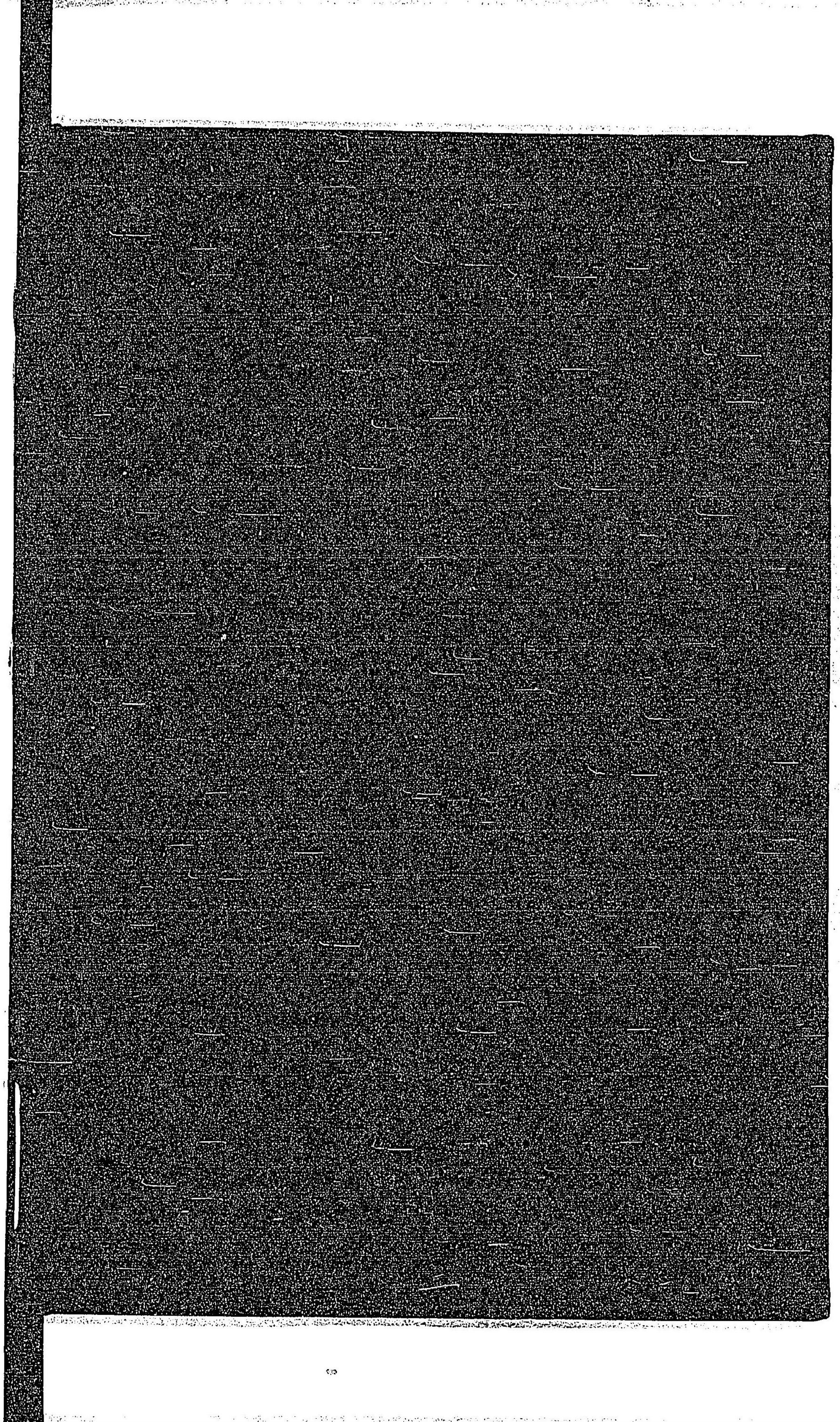
同府日本橋區旅籠町十一番地

同

博聞分社

大坂府備後町四丁目四番地

29  
2  
101



29  
101



